

蟹江町議会防災建設常任委員会会議録

招集日時	令和5年6月8日（木）午後1時30分			
招集場所	蟹江町役場 3階 協議会室			
出席委員	委員長	吉田正昭	副委員長	佐藤茂
	委員	加藤裕子	委員	志治市義
	委員	富田さとみ	委員	伊藤俊一
	委員	水野智見		
欠席委員	なし			
会議事件の説明のため出席した者	町長	横江淳一	副町長	加藤正人
	消防長	高塚克己	消防本部長	山田悌司
職務のため出席した者	議長	水野智見	議事務局会長	萩野み代
	書記	荒木慎介	主任	大竹孝平
付託事件	議案第26号 蟹江町火災予防条例の一部改正について			

○委員長 吉田正昭君

皆さん、こんにちは。

防災建設常任委員会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、ありがとうございます。

本日は付託案件の審査終了後に、理事者退席後、所管事務調査についての打ち合わせを行いたいと思いますので、ご承知ください。

定足数に達していますので、ただいまから防災建設常任委員会を開会いたします。

本委員会に付託されております案件は1件であります。慎重に審査をお願いしたいと思います。

審査に先立ち、横江町長より挨拶をお願いいたします。

○町長 横江淳一君

皆さん、改めましてこんにちは。

防災建設常任委員会開催の前に、一言だけご挨拶を申し上げたいと思います。

午前中に総務民生常任委員会でもお話をさせていただきましたが、台風2号による、愛知県の中でも非常に差異があったというのか、海部郡のほうはさしたる大きな被害がなかった。一方、豊川、豊橋地域は本当に今までにないくらいの被害が、また尊い命も失われたということで、ご冥福をお祈りしたい、こんなことを思います。

当蟹江町は河川が6本流れておりますが、県管理の下、我々農業団体の方のご協力も得まして、予備排水ということを数年前からさせていただいております。それは何だといいますと、6本の川の流れる中心は当然日光川に集中いたします。それぞれの地域の土地改良から排出された水がそこに集まり、そこから海へ放流されるんですが、前もって水位を下げていくというのが予備排水であります。これは連携をとって、あまりにそこだけ水を下げてしまうと農業用の用水が今度は空になってしまいます。田んぼに水がなくなってしまう状況になってしまうので、非常にそのコントロールが難しいのですけれども、しっかりと共同してやらせていただき、水の被害は辛うじて回避することができました。

とは言っても、観測史上で10分間に時間50ミリ以上を観測しております。この状態が続けば、一旦水がつくところか、冠水もこれから考えられることでありますし、出穂期にあたりまして、またいろんな各方面の方をお願いをすることになると思いますので、議員各位におかれましてもどうぞよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

また台風3号が近づいているようでありますので、回避をしてくれることを願うばかりでございます。

すみません、長くなりました。本日の議案、上程させていただいているのは1件でございます。大変重要な案件でありますので、慎重審議をよろしくお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

よろしくお願ひします。

○委員長 吉田正昭君

ありがとうございました。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされるようお願ひします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにさせていただくよう、よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第26号「蟹江町火災予防条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○消防長 高塚克己君

こんにちは。

本議案につきましての補足説明はございません。ご審議、よろしくお願ひいたします。

○委員長 吉田正昭君

それでは、補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 佐藤 茂君

ちょっとだけお聞きしたいんですけども、喫煙所ということが盛んに出ているんですけども、これは例えば普通ガソリンスタンドだと当然喫煙ははっきり言って無理なだけけれども、これは時間があるから喫煙所を設けるとか、そういうところがうたってあるのかなと思って。充電するのにやはり時間がかかるんでしょう、これ、当然。その間待っとなあかん、だから喫煙所、えらい喫煙、喫煙ということがうたってあるものですから、何で、多分そうだと思うんですけども、どうなんだろうと思って、ちょっと。

○消防本部予防課長 山田悌司君

こんにちは。

先ほどのご質問にお答えさせていただきます。

今回の急速充電設備の改正と喫煙等に関する改正は、実は今回は関係がございません。急速充電設備に関しては、出力の上限の撤廃のお話でして、喫煙所に関係することは、健康増進法の改正によるもので、違う案件でございます。

○委員長 吉田正昭君

よろしいですか。

○委員 佐藤 茂君

はい。

○委員長 吉田正昭君

では、私が聞いていい……、これって電気自動車、EVか、PHV、PHEVか、そのの

ための関係ですよね。蟹江町に、例えば自動車販売店には1台は多分どこの自動車販売店さんにもあると思うんですが、あとピアゴさんにあるかな、全体的に蟹江町に今どれくらいというか、どれくらい箇所があるのか、本数というか、あるのか。

○消防本部予防課長 山田悌司君

蟹江町には急速充電設備がまず5基ございます。ピアゴ等の普通充電設備は14基ございます。合わせて19基でございます。

以上です。

○委員長 吉田正昭君

急速充電と普通充電の違いですよね、この違いはどういうことですか。

○消防本部予防課長 山田悌司君

急速充電設備の規模の出力を表すのにキロワットを使っておりますが、おおむね10キロワットを超えるものを急速充電設備、それ未満のものを普通充電設備と、大きくこちらを認識しております。

以上です。

○委員長 吉田正昭君

今回にあたって200キロワットですよね。今でいくと急速充電で10キロワットですよね。200キロワットにするということの意味ですよね、今回多分法令が変わったということだと思うんですけども、蟹江町においてこの200キロワットに変える意味というのはどういうところにありますか。

○消防本部予防課長 山田悌司君

実は先ほど申しました、これまでが200キロワット以下の規制でありました。今回上限を撤廃するというので、200キロワット以上のもの、超えるものであっても、同じ急速充電設備の基準を使って規制をできるような改正になっております。こちらの目的はですけども、電動自動車の大型化、電動バス、電動トラック、こういったものの普及を見据えての改正となります。

以上です。

○委員長 吉田正昭君

今の話ですけども、10キロワットが200キロワットまで設備できるようになりましたということですけども、これは消防のほうに届けて設備をするわけですよ。

○消防本部予防課長 山田悌司君

50キロワット以上のものが届け出対象になります。

○委員長 吉田正昭君

例えば、蟹江町で200キロワットするようなところって、現在消防本部で想定できますか。大型バスとか、多分大型トラックということだと思うんですけども、実際大型バス、大型

トラックは多分蟹江町に入っていないと思うし、法律が変わったでと言えばそれまでですけども、それだけ聞かせてください。

○消防本部予防課長 山田悌司君

今回の改正は、やはり省令のほうの改正を受けまして、それを受けて蟹江町火災予防条例も内容を同じくして改正をさせていただいたという趣旨になります。

以上です。

○委員長 吉田正昭君

ありがとうございました。

それでは、他にありませんか。

○委員 富田さとみ君

すみません、お尋ねいたします。

マンション等でそういった形での電気化にする場合にも届けるということでしょうか。

○消防本部予防課長 山田悌司君

先ほどのとおり、50キロワット以上のものであれば、届け出の義務が必要になってきます。

○委員 富田さとみ君

では、マンションのところを聞かせていただきますと、実際そういったものはやってないんですが、今後そういった形でやるときには、改めて消防のほうにということになるんですね。

○消防本部予防課長 山田悌司君

そのとおりでございます。

○委員 富田さとみ君

ありがとうございます。

○委員長 吉田正昭君

他にありませんか。

(発言する者なし)

他にないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第26号「蟹江町火災予防条例の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本委員会へ付託されました案件は全て終了しました。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任願います。

これで防災建設常任委員会の審査を終わります。

ありがとうございました。

(午後 1 時42分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会防災建設常任委員長 吉 田 正 昭